

資料 7-1 (日中系)	H21.9.29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

移行時運営安定化事業について

1 事業の目的

特定旧法指定施設、精神障害者社会復帰施設等（以下「旧体系」という。）が新体系サービス（以下「新体系」という。）へ移行した場合に、従前（新体系移行前）の報酬水準（基本報酬額に各種加算額を含んだ額）を保障することにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を要さない旧体系（アに掲げる施設等）が新体系（イに掲げる事業所等）へ移行した場合（平成21年9月までの間において既に新体系へ移行した事業所等についても対象とする。）であって、移行後の報酬が旧体系における基準月の報酬を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧体系

(ア) 特定旧法指定施設

旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設

(イ) 精神障害者社会復帰施設等

身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型

イ 新体系

療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所、障害者支援施設

(3) 助成額

以下の算定式により各月ごとに算出することとする。

(旧体系における基準月の報酬) - (当該月の報酬)

なお、ここでいう『旧体系における基準月の報酬』は次のとおりとする。

ア 特定旧法指定施設が新体系へ移行した場合

(ア) 平成21年5月以降に移行した事業所：新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬

(イ) 平成21年4月以前に移行した事業所：新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

イ 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合

新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額 (月額)

※詳細は事務処理要領にてお示しする予定。

3 補助割合 国10/10

4 実施年度 平成21年度～23年度 (平成21年度は10月から実施)

5 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し本助成金を請求することとする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係